

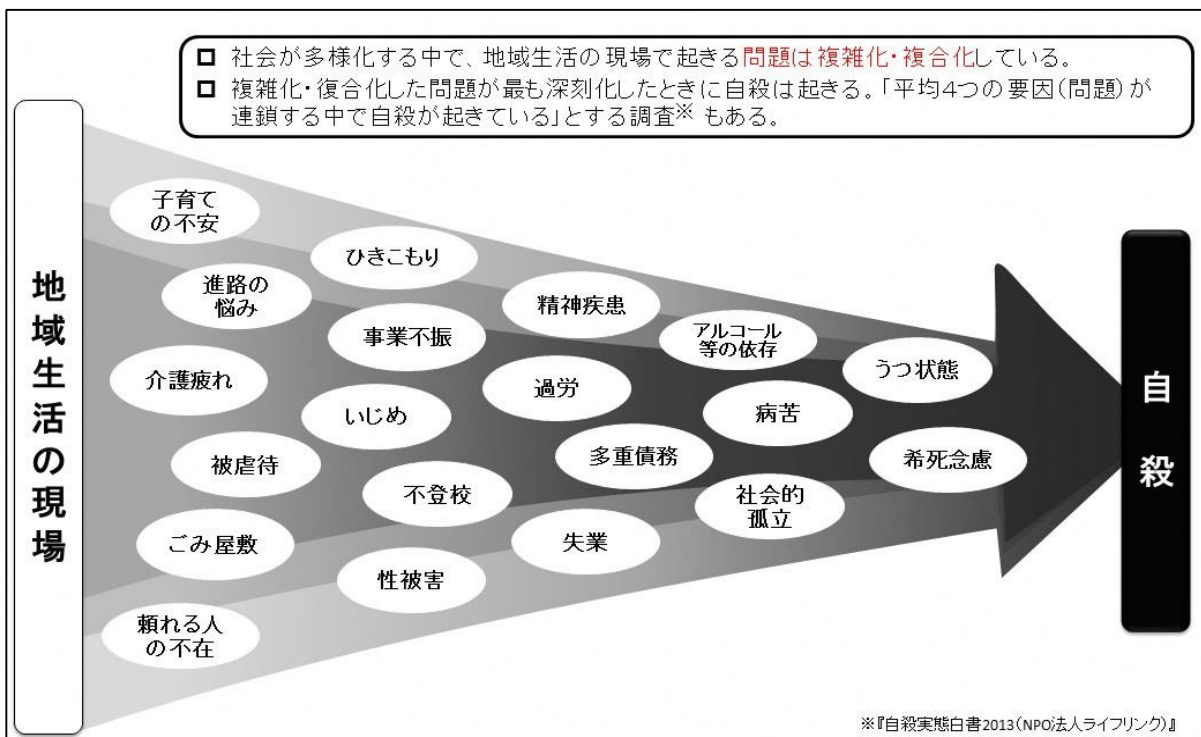
第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は、様々な偶然の重なりや、様々な出来事が悪循環することによって生ずる「誰にでも起こり得る危機」です。

我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移しています。このような中、平成18年に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられ、社会全体で自殺対策が進められるようになってきました。法施行から10年の平成28年には、自殺対策を更に強化するために自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

図1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 計画策定の趣旨

本市における自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は、近年減少傾向にあるものの、平成 29 年の自殺死亡率は 21.0 で、新潟県 20.0、全国 16.8 を上回っています*。また、平成 28 年に改正された自殺対策基本法では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことを踏まえ、「生きることの包括的な支援」として、自殺対策を更に推進する必要があると考えます。

このような自殺に関する本市の現状や自殺対策に関する社会情勢を考慮し、改正自殺対策基本法に基づいて作成された「市町村自殺対策計画策定の手引」（厚生労働省）の内容を踏まえ、「三条市自殺対策計画」を策定し、自殺対策の推進を図ります。

※警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地ベース）

3 計画の位置付け

本計画は、改正自殺対策基本法に基づき、国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～（以下「自殺総合対策大綱」という。）」の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

「三条市総合計画」を上位計画とし、本市が目指す健康づくりの基本的な方向性を示す「三条市第 2 次健康増進計画（改訂版）三条市健幸づくり計画」の個別の実施計画として、自殺対策に関連する他の計画との整合性を図りながら、連携して取組を推進するものです。

4 計画の期間

国の自殺対策の指針を示す自殺総合対策大綱は、平成 19 年に策定された後、平成 20 年に一部改正、平成 24 年に全体の見直しが行われました。平成 29 年には、平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえて、自殺対策の基本理念や基本方針等が整理されるとともに、当面の重点施策として「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」等が追加された自殺総合対策大綱が閣議決定されました。このように自殺総合対策大綱は、これまでおおむね 5 年ごとに改訂が行われています。

以上のことから、本市の計画の計画期間は平成 31 年度から平成 35 年度の 5 年間とします。なお、自殺の実態や国の動き、社会状況の変化等を踏まえ、期間の中途であっても必要に応じて見直すこととします。

5 計画の目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指す社会の姿は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」です。国は、自殺総合対策大綱において、平成 38 年（2026 年）までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30% 減少させることを目標としています。

本市においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向かって「自殺者ゼロ」を目標にすることとし、自殺者数が確実に減少するための対策を推進していきます。

目標に対する評価としては、自殺死亡率及び自殺者数について、現状値からの減少幅で捉えていくこととします。なお、本市の自殺死亡率及び自殺者数は年によって変動があることから、評価年から過去 5 年間の平均値を用いることとします。

《目標》 自殺者ゼロを目指す

《達成状況の評価》

	＜現状値＞ 平成 25 年～29 年 (2013 年～2017 年)の平均値	＜目標値＞ 平成 30 年～34 年 (2018 年～2022 年)の平均値
自殺死亡率 (人口 10 万人対)	21.9	現状値より低下
年間自殺者数	21.6 人	現状値より減少

自殺者数及び自殺死亡率は、厚生労働省人口動態統計による

6 計画の推進体制

三条市における自殺対策の推進に関わる体制は次のとおりです。

(1) 自殺予防対策連絡会

自殺対策に関わる関係機関・団体において、自殺を取り巻く実態及び自殺対策の実施状況を共有し、自殺対策計画を計画的かつ効果的に推進することを目指します。

(2) 自殺対策検討会

自殺対策に関わる関係機関・団体において、自殺対策における課題を共有するとともに、具体的取組に反映するための検討を行います。

(3) 自殺対策庁内検討会

自殺対策に関わる市役所内の関係部署において、自殺対策における庁内の課題を共有するとともに、取組への具体的反映を図るための検討を行います。

図2 自殺対策の推進体制

